大災害裁判

二つの公判で会社を追及

原因は保安サボだ

真実ますます明らかに

一一・九裁判公判が六月二十日に、上村裁判公判が同二十三日に、三池大災害をひき起こした三井の責任を追及する裁判の公判が重なって開廷された。前者では、前回公判に会社側証人として立った籍出邦蔵・当時三井三池鉱業所保安部長に対する、原告（三池労組側）代理人＝藤本正・小島鑒両弁護士らによる反対尋問と、同じ会社証人として出廷した坂井茂徳・当時同鉱業所保安調査係員に対する、会社側代理人弁護士による主尋問が、また後者では原告（三池労組）側の証人として立った橋口初義・現三川鉱安全推進委員に対する、原告側代理人＝藤本正弁護士らの主尋問が行なわれ、ともにかくしようのない事実を法廷で明らかにしつつ、三井の災害責任を追及した。

一一・九三池大爆発裁判の公判での籍出証人に対する三池労組側代理弁護士の反対尋問のくわしい内容は、いずれ後日お伝えすること とするが、尋問がすすむにつれ主尋問の際の証言が崩れていくことがはっきりした。

当時爆発を起こした三川鉱大斜坑道の炭じん清掃は万全だったといいながら、さらに追及されると具体的に清掃作業はどのようにするのかさえ「知らない」、という始末だった。

それどころか、当時会社は検察庁で「あの災害は、だれかが（明らかに三池労組員をさしている）ダイナマイトをベルト上に仕掛けて爆発させたために起きたのだ」との考えを述べていたことさえうかがわせ、公判闘争に参加した人びとを憤激させた。

上村裁判の公判での橋口証言はあの昭和四十二年九月二十八日に起きた三川鉱坑内火災（そのため三池労組員の上村孝知さんら七人死亡、多数のCO患者が再発した）が、これまた明らかに会社の保安サボによってひき起こされたことを、事実をあげて明らかにした。

坑内火災が、坑道の自然発火によって発生したこと。すでに数日前から、確とした兆候があったにもかかわらず、会社は当然なすべき保安措置を怠っていた事情を告げた。坑内でふと異に感じたにおい、坑道の温度がひどく上昇していた事実――など、会社側の代理弁護士が総がかりで崩しにかかったものの、真実は返って明確になっていくばかりだった。

果たして会社に――落ち度はなかったか

大災害裁判公判への感想

三池大災害裁判闘争第二十回公判に参加した原告団（CO患者家族も）団員は、果たしてどんな感想をもったろうか。

万田作業所から

――会社側証人のでたらめな証言に腹が立った。あれでは公正な裁判はできない。

――現実はきびしい。裁判でウソの証言をあばくのはむつかしい。

――たしかにベルト下に流水路があり、沈澱槽があった。が、爆発前にその機能は果たしてはいなかった。

――爆発前のこと、日曜出勤のとき第一斜坑（爆発した坑道）をみんなが昇坑していたのを知っていて、あんな証言をしているのだろうか。

――私達は今後を見守る。たとえ裁判長はごまかせても、労働者の目はごまかせず、会社はいっそう信頼を失うだろう。

一CO患者家族

いつものことですが、黒を白と言い通す会社側証人の証言には腹の立つことばかりです。

今回の会社側証人の籍出証人の証言は、特に腹が立ちました。保安監督局より特別に、掃除を週一回以上やるように注意された保安最高責任者が、実際には二週間～三週間に一度しかしていなかったのです。しかも、「坑内の美化のために」という証言。素人にも保安監督局の注意は、炭じん爆発防止のためだとわかっているのに。

そのとき掃除を十分やっておれば、あんな大災害は起きてはいなかったはずです。証言に思わず傍聴席からいっせいに、「ほオ！」と言う声があがったのも、被災者やその家族のせいいっぱいの怒りの爆発だったのです。

あとで行なわれた同じ会社側の坂井証人の証言には、あいた口がふさがりませんでした。何どごまかそうと、現実には炭じん爆発が起きているのです。

一遺族

公判ではいつものことながら、私たち原告側の弁護士の先生の質問ははっきりしていて、いかなる答弁も聞きのがさじという威厳のある態度で、たのもしく感じています。

それに反して会社側の弁護士は三ツ児にでも言うようにネコなで声で、ちょうど罪人をかばっているようにしかみえません。

炭鉱の保安責任者だったといいながら、「十分清掃しておりました」と言う報告だけを信じて、現実にはどんな清掃方法をとっているかも知らず。

また同じ係員だった者が、大爆発の半年前の清掃点検の時は少しも炭じんは溜っていなかった、と証言していましたが、素人の私でさえ半年も前のことが何になるか、と思いました。原告席から「半年の間、炭は一トンも出なかったのか」と、怒りの声を出したいほどでした。そんなに美しく清掃されていたのなら、もともと爆発なんか起きなかったはず。私の主人も、死んだりしなかったはず。

会社側は、証人を出せば出すほどボロをさらけ出してくる思いです。大事な人の命を四百五十八人も奪っていながら、何の落ちどもなかったように言う会社は絶対に許せません。

原告団消息

6月14日　原告団ニュースを早朝配布。（高口弘さんの死亡をめぐって）

〃15日　原告団役員会議。（一一・九、上村裁判の両公判闘争取組みについて）

〃20日　一一・九裁判第二十回公判。籍出証人（会社側。元三池鉱業所保安部長）に対する、反対尋問。

〃21日　原告団編集会議。

〃23日　上村裁判公判。橋口証人（原告側。現三川鉱安全推進委員）に対する、会社側の反対尋問。

（以上は、別項記事参照）

×

なお、目崎幸男さん（万田作業所）、六月十五日曙病院に入院。武田潮さん（新港作業所）、六月十七日天領病院に入院。一日も早い快癒を祈ります。

また、浦田譲二さん（万田作業所）、六月十一日入院中だった曙病院を退院。

目立つ、体力の衰え

闘う原告からの報告

三池大災害裁判闘争に原告として結集している、遺族・CO患者、それにその家族たち。闘いのなかに、年齢を積み重ねていき、体力の衰えが心配されはじめてから久しい。これらの原告団員たちは、いったいどのように生きているのだろうか。

遺族　溝口生松

昭和三十八年十一月九日三川鉱で炭じん爆発を起こし、四百五十八名の死亡者を出しました。三池労組員が百五十一名、新労組員三百七名で、その内の一割以上の十七名の遺族は、遺族年金さえもらえないのです。

あれから十四年近く、遺族年金がもらえないままそれらの遺族たちはひときわ苦しい生活をおくっています。当時三十五歳以下の未亡人で、子供のない人は再婚の可能性があるということだったのです。

それに事故当時両親が六十歳以上でなければ年金受給資格がないというので、年金受給資格があったのは六十二歳の溝口私一名だけでした。

土山さん、丸山さん、森沢さん、角さん、松沢さん、諸藤さん、梶山さん等多数の人が、子供さんが十九歳から二十二、三歳で両親は皆五十歳前後の人ばかりで年金がもらえませんでした。

皮肉なことに、遺族年金がもらえない人にかぎって病弱者で仕事ができず、いよいよ苦労の連続です。

右の次第で、それらの人たちには、三井鉱山が爆発の責任をとって、せめて年金相当額を支払うのが当然ではないでしょうか。

×

いま筆者は、中友診療所に病気治療のため入院中です。

死没CO患者一遺族

CO後遺症のため体はだんだんやせ細り、なま物はいっさい避けて消化のよい物を、と気をつけていても、一カ月に何回も下痢で苦しみ、その上頭痛、目まい、発熱、手足のしびれ、時おり襲ってくる〝けいれん〟のため、座っていても急にテーブルをけり上げられ、びっくりする私の目の前で、下半身が硬直し、「痛い、痛い」と顔をゆがめる主人を見るとき、ほんとうに、会社があの事故さえ起こさなかったら、患者も家族もこんなに苦しまなくて済んだのにと、くやしくてなりません。

患者は、停年退職後も会社の責任で治療と生活の保障をし、すべての患者の一斉検診をして、合併症・併発症についても治療できるよう（現在は、退職者の治療は個人負担であります）に。

主人が亡くなってから九カ月。さびしさと悲しさと三井に対する怒りとで、泣きながら娘と二人肩をよせ合って暮らす毎日でございます。

思い出せばあの事故以来全く人が違ってしまった主人をかかえて治療・生活保障を打ち切られ、入退院の繰り返しで体をむしばまれ、死んで行きましたその主人を思うとき、私は会社に向かって、「主人を返して下さい」、と叫びたい気持です。

まだ生きていられる仲間にだけでも、会社の責任で公傷取扱いをしてほしいと思います。

万田　竹村勝三

停年退職を一カ月後に控え、私は一大決心をして病院に向かいました。金銭上の不安というよりもむしろ肉体的な不安を感じていたからです。大爆発から今日まで、止まぬ耳鳴り、頭痛、立ちくらみ物忘れに悩まされ、私は「自律神経症」ともいわれました。

CO患者仲間の死が報ぜられるたびに、明日はわが身ではと思い好きな煙草もやめ、酒もつき合い程度にとどめ、ひたすら健康に留意してきました。

太平洋戦争後ソ連に抑留され、極寒の地にて過ごした時も私は病気一つしなかった。しかし会社のひき起こした大災害は、私達にCO患者の烙印を押しつけ、そして後遺症を残しました。今、病院で数々の精密検査を受けています。

よい検査結果が出ることを期待しながら、今日も死ぬ思いで飲んだ胃カメラによるノドの痛みを感じながら、家路につきました。

×

筆者はCO患者で、すでに停年のため退職した未認定の患者で、不安な毎日をおくっている。

新港作業所から

会社の保安サボによる大災害（昭和三十八年十一月九日）以来今日まで、四十数社（社員手帳より）の関連子会社を創立し、利潤追求に奔走してきた三井鉱山。

残された遺族の生活は、その間の狂乱物価に追い立てられ、両工場に働く遺族はひどい労働、低賃金のもとでの先行き不安に加え、生命さえ奪われるまでに追い込まれている。

私たちの新港作業所（坑外特務工Aの、三池炭鉱で賃金がもっとも低い職種で、生活保障すれすれの九万円＝手取額＝前後。四十二名）では、ここ三、四年前から合併症（高血圧、肝臓、腎臓など内臓疾患）での入、通院者が続出、深刻な不安が広がっている。

入院すれば、たちまち六〇パーセントの賃金（約五万円）となってしまい、治療に専念する余裕がなく、毎日の生活が崩壊する。

このような実状を知りながら、何ら救済らしい措置もとらない三井鉱山。

今日までのCO闘争を基礎に、より一層団結して闘わない限り、今後も労働災害は続き、命を守ることができないと思う。

（この項江崎治己・記）